

建設工事等の受注者の皆様

三重県県土整備部理事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

令和2年4月7日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、また本県においても令和2年4月10日に、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、感染者数を抑えるとともに、医療提供体制の確保と社会機能の維持を両立させるため、“三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」”を宣言しました。このため、当該宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）に係る対応について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

つきましては、該当する場合は各発注機関（監督員等）に連絡をお願いします。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

以下に該当する場合は協議のうえ対応しますので、発注機関（監督員等）に連絡をお願いします。

〈協議対象事項〉

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出を希望する場合には、

受注者の責めに帰すことができないものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止等に対応します。

特に、工事等の関係者が緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「対象地域」という。）から作業等に従事している場合は、発注者と今後の対応について協議を行うなどの対応をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下、「感染者等」という。）が受注している工事等で発生した場合は、当該工事等のみならず、本県と契約中の全ての工事等について、一時中止の措置を行う場合があります。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

（1）公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事等の現場のみならず関係する受注者の会社・事務所等においても、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意するようお願いします。

（2）新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場合は、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場等では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるように対応をお願いします。

(3) 施工中の工事等について、感染者等があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う監理技術者等の取扱いについて

監理技術者等の取扱いについては、別添①の「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて」（令和2年3月4日付け県土第03-209号）により取扱うこととします。

(主な内容)

- ・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について
- ・監理技術者等の途中交代について
- ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続きについて

(1) 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数については、別添②の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月5日付け県土第26-34号）により取扱うこととします。

(2) 総合評価方式におけるヒアリングの設定について

総合評価方式で発注する工事等においては、ヒアリングを設定しないこととします。

5. 工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、別添③の「工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について」（令和2年3月19日付け県土第03-226号）より、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めます。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等に係る打合せ、検査等の対応について

(1) 対象地域に係る受注者の工事等に係る打合せ等の実施にあたって、設備環境の整備状況等を踏まえ、可能な限り、電話やテレビ会議（WEB等）を活用するなど感染拡大防止に向けて受発注者間で協議を行い、適切に対応してください。

(2) 対象地域に係る受注者の工事等に係る検査の実施にあたっては、上記（1）と同様の対応とします。

なお、契約書等の条項等で検査の立会いが規定されていますが、立会いが困難等の場合は、発注者に対して申出を行い、協議の上、電話やテレビ会議（WEB等）などをもって、立会いに替わるものとします。

なお、対象地域外の受注者についても、発注者に対して申出を行った場合は、上記（1）（2）と同様の対応とします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電話：059-224-2723

【別添①】

県土第03-209号
令和2年3月4日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の
取扱いについて (送付)

このことについて、令和2年2月28日付け国土建第482号により国土交通省土地・
建設産業局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、本県においても国土交
通省の通知文書に準ずるものとします。

なお、県内各市町及び建設業団体には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

国土建第482号
令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

県土第 26-34号
令和 2年 3月 5日

各発注機関所属長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
入札等の手続の対応について（通知）

このことについて、令和2年3月2日付け事務連絡により国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長から、別添のとおり通知があり、本県においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び測量・設計業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応することとします。

記

1 総合評価方式におけるヒアリングの実施について

ヒアリングを3月15日までに実施する予定案件については、以下の対応を取るものとする。

- ① 可能であれば、3月16日以降にヒアリングを延期する。
- ② 3月15日までにヒアリングを実施する場合は、電話やWEBによるテレビ会議システム等を活用する。
- ③ やむを得ず3月15日までに対面でヒアリングを実施する場合は、感染予防の対策を徹底するとともに、ヒアリングに出席した全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残す。

2 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数について、「令和2年3月3日付け県土第28-114号の通知」により一時中止措置等を行った案件については、当分の間、次表のとおり取扱うこととする。

工事等の一時中止を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、右欄の項目について評価する	競争入札参加資格条件における企業の工事实績
	競争入札参加資格条件における配置予定技術者の工事实績
	配置予定技術者の兼務制限における手持業務数
	総合評価方式における企業の工事实績
	総合評価方式における配置予定技術者の工事实績
	総合評価方式（特別簡易型）における手持工事件数
	総合評価方式における企業の業務実績
	総合評価方式における技術者の業務実績
	総合評価方式における技術者の手持業務件数

3 入札参加者への周知

別紙（工事版、業務版）を入札情報サービスへ添付すること。

4 適用

本通知日以降適用する。

事務担当

県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

TEL 059-224-2696

建設業課 入札制度班

TEL 059-224-2723

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した工事の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の工事实績及び手持工事件数について

工事の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

競争入札参加資格条件における「企業の工事实績」
競争入札参加資格条件における「配置予定技術者の工事实績」
競争入札参加資格条件における「非専任での配置予定技術者の兼務制限」
総合評価方式における「企業の工事实績」
総合評価方式における「配置予定技術者の工事实績」
総合評価方式（特別簡易型）における「手持工事件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した業務の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の業務実績及び技術者の手持業務件数について

業務の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

配置予定技術者の兼務制限における「手持業務数」
総合評価方式における「企業の業務実績」
総合評価方式における「技術者の業務実績」
総合評価方式における「技術者の手持業務件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

【別添③】

県土第03-226号
令和2年3月19日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について (送付)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う一時中止の対応等については、令和2年3月3日付け県土第28-114号により、適切な対応をお願いしているところです。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、別添「工事請負契約における中間前金払に関する取扱い」第6認定方法に基づき、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電話：059-224-2723

工事請負契約における中間前払金に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事（以下「工事」という。）における、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号、以下「執行規則」という。）第9条第2項に基づく中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が1件100万円以上の工事で、既に前払金の請求を行ったものとする。

第3 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 割合

中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の10分の2）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の10分の6）を越えてはならないものとする。

第5 要件

次の（1）～（3）の要件をすべて満たす場合に、中間前払金を請求できるものとする。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- （1） 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- （2） 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

第6 認定方法

- 1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前払金認定請求書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「要綱」という。）第39号様式）の提出があったときは、第5の要件のすべてを満たしているかどうかを調査するものとする。

なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

- 2 前項の調査は、当該工事の監督員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、

要件を三重県公共工事共通仕様書第11号様式の工事履行状況報告書により確認できるものとする。

- 3 認定者は、調査の結果、第5の要件のすべてを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書（要綱第40号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書（要綱第26号様式）に添えて保管するものとする。
- 4 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内（三重県の休日定める条例（平成元年三月二十九日三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

第7 中間前払金の支払

中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

第8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

（平成28年4月1日改正）